

慶應義塾における公的研究費に関する不正防止計画

文部科学省は、平成19年に「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」を制定した。このガイドラインは、文部科学省又は文部科学省が所管する独立行政法人から配分される、競争的資金を中心とした公募型の研究資金について、配分先すべての機関においてそれらを適正に管理するために必要な事項を示したものである。第1節から第6節においては、それぞれの研究機関が実施すべき課題をテーマ別に記述し、第7節においては、それらの課題の実施状況評価をめぐって文部科学省がとるべき方策等を記してある。このガイドラインは、大綱的性格のものであって、具体的にどのような制度を構築するかは、個々の研究機関の判断に委ねられている。各研究機関において、組織の長の責任とリーダーシップの下、構成員である研究者と事務職員が自律的に関与して、留意事項を参照しつつ、それぞれの研究機関にふさわしい、より現実的で実効性のある制度を構築することが求められている。慶應義塾はすでに相応の体制・施策は備えているが、今後とも説明責任を果たすために公的研究費に関する不正防止計画を策定し、ここに公表するものである。

全機関に実施を要請された事項	今まで実施してきている体制・施策等	懸念される不正発生要因等	不正防止計画
第1節 機関内の責任体系の明確化			
① 機関全体を統括し、競争的資金等の運営・管理について最終責任を負う者（以下、「最高管理責任者」という。）を定め、その職名を公開する。最高管理責任者は、原則として、機関の長が当たるものとする。	<ul style="list-style-type: none"> ・最高管理責任者：塾長 ・統括管理責任者：研究担当常任理事 ・部局責任者：学部長・研究科委員長・研究所長など ・毎年発行して研究者へ配布する「RESEARCH HANDBOOK」およびWEBサイトへ掲載し、これを公開・周知している。また、塾長には常任理事や業務監査室から直接に報告がなされ、最高管理責任者として適切にリーダーシップを発揮できる体制となっている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・常に周知しておく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・毎年各責任者がそれぞれの会議体において、所属している研究者に対して、自らのことばで研究費の適切な使用を心がけるよう伝えていく。
② 最高管理責任者を補佐し、競争的資金等の運営・管理について機関全体を統括する実質的な責任と権限を持つ者（以下、「統括管理責任者」という。）を定め、その職名を公開する。			
③ 機関内の各部局等（例えば、大学の学部、附属の研究所等、一定の独立した事務機能を備えた組織）における競争的資金等の運営・管理について実質的な責任と権限を持つ者（以下、「部局責任者」という。）を定め、その職名を公開する。			
④ 最高管理責任者は、統括管理責任者及び部局責任者が責任を持って競争的資金等の運営・管理が行えるよう、適切にリーダーシップを発揮しなければならない。			
第2節 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備			
(1) ルールの明確化・統一化			
競争的資金等に係る事務処理手続きに関するルールについて、以下の観点から見直しを行い、明確かつ統一した運用を図る。			
① すべての研究者及び事務職員にとって分かりやすいようにルールを明確に定め、ルールと運用の実態が乖離していないか、適切なチェック体制が保持できるか等の観点から常に見直しを行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・三田・日吉・矢上・信濃町・湘南藤沢・芝共立の各キャンパスに研究支援センターを設置し、新川崎・鶴岡の各タウンキャンパスでは事務室において事務処理手続きに関する機関内外からの相談を受け付け、効率的に研究遂行するための支援を行なっている。 ・各キャンパス研究支援センターおよび関係部署の担当者が集う公的資金検討委員会を毎年度開催し、ルールの解釈の統一の運営を図るとともに、ルールと運用の実態が乖離していないか、適切なチェック体制が保持できるか等の観点から「公的資金の支出に関する規則」を見直し、併せて年度初めに「公的資金マニュアル」を作成・印刷して、全研究者及び事務職員へ配布している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・一部の研究者に関して、研究にかかる規程や公的資金規則への理解の深さが希薄な点がある。 ・ルールと運用の実態との乖離が起こる。適切なチェック体制が維持されない、ルールの解釈について統一運用がされなくなるなどの可能性がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・研究者と事務職員双方の、研究にかかる規程や公的資金規則への理解を深める。 ・研究にかかる規程や公的資金規則について、運用の実態と乖離していないか、適切なチェック体制が保持できるか、ルールの解釈について統一運用がされているかの確認を行い、必要に応じて見直しを行う。 ・適切な研究費管理に関する情報を共有する。
② 機関としてルールの統一を図る。ただし、研究分野の特性の違い等、合理的な理由がある場合には、機関全体として検討の上、複数の類型を設けることも可能とする。また、ルールの解釈についても部局間で統一運用を図る。			
③ ルールの全体像を体系化し、すべての研究者及び事務職員に分かりやすい形で周知する。			
④ 事務処理手続きに関する機関内外からの相談を受け付ける窓口を設置し、効率的な研究遂行を適切に支援する仕組みを設ける。			
(2) 職務権限の明確化			
① 競争的資金等の事務処理に関する研究者と事務職員の権限と責任について、機関内で合意を形成し、明確に定めて理解を共有する。	<ul style="list-style-type: none"> ・競争的資金等の事務処理に関する研究者と事務職員の権限・責任・業務分担・職務権限および決裁権限に応じた決裁手続きについては、「公的資金の支出に関する規則」や慶應義塾の関連規程において定め、「公的資金マニュアル」にも明確に記載している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・定めているルールが徹底されない恐れがある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・定めているルールに従って適正に執行することを周知徹底する。
② 業務の分担の実態と職務分掌規程の間に乖離が生じないよう適切な職務分掌を定める。			
③ 各段階の関係者の職務権限を明確化する。			
④ 職務権限にかした明確な決裁手続きを定める。			
(3) 関係者の意識向上			
① 研究者個人の発意で提案され採択された研究課題であっても、研究費は公的資金によるものであり、機関による管理が必要であるという原則とその精神を研究者に浸透させる。	<ul style="list-style-type: none"> ・研究課題が公的資金によるものであり、機関により管理が必要であるという原則とその精神を、「公的資金の支出に関する規則」にも記載するとともに、新規の研究課題等が採択されるたびに説明会等であらためて周知している。 ・「公的資金マニュアル」を研究費に係る事務職員全員に毎年配布するとともに、毎年度研修会を行ない、専門能力をもって公的資金の適正な執行を確保しつつ効率的な研究遂行を目指した事務を担う立場にあるとの認識を機関内に浸透させている。 ・「慶應義塾研究倫理要綱」ならびにその解説をWebや「RESEARCH HANDBOOK」に掲載・公表している。 ・慶應義塾研究倫理委員会を設置して研究倫理の徹底を図っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・研究者・事務職員の一部に研究倫理に関する理解不足や不正に対する意識が希薄な点がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・研究費不正の事例等を示し、不正に対する理解を共有し、注意喚起を行う。 ・e-learning等を用いた研究倫理の意識向上へ向けた施策を行う。
② 事務職員は専門的能力をもって公的資金の適正な執行を確保しつつ、効率的な研究遂行を目指した事務を担う立場にあるとの認識を機関内に浸透させる。			
③ 研究者及び事務職員の行動規範を策定する。			
(4) 調査及び懲戒に関する規程の整備及び運用の透明化			
① 不正に係る調査の手続き等を明確に示した規程等を定める。	<ul style="list-style-type: none"> ・「公的研究費の不正使用に関する調査ガイドライン」「研究活動における不正行為に関する調査ガイドライン」「慶應義塾研究活動に関する申し立て窓口運用ならびに調査手続き等ガイドライン」を定め、公正であり、かつ透明性の高い仕組みを構築する。 ・常に周知するとともに手続き等を適正に行う必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・常に周知するとともに手続き等を適正に行う必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・万が一、不正が生じた場合にはガイドラインに沿った手続きを適正に行い情報公開を行う。
② 不正に係る調査に関する規程等の運用については、公正であり、かつ透明性の高い仕組みを構築する。			
③ 懲戒の種類及びその適用に必要な手続き等を明確に示した規程等を定める。			

第3節 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施			
(1) 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定			
① 不正を発生させる要因がどこにどのような形であるのか、機関全体の状況を体系的に整理し評価する。	・不正発生要因を整理しつつ、不正防止計画は策定中である。		
② 不正を発生させる要因に対応する具体的な不正防止計画を策定する。			
(2) 不正防止計画の実施		・不正防止計画が未策定である。	・不正防止計画を策定し、定期的に見直しを行う。
① 研究機関全体の観点から不正防止計画の推進を担当する者又は部署（以下、「防止計画推進部署」という。）を置く。	・不正防止計画推進部署として、研究活動に関するコンプライアンス委員会を設置している。	・最高管理責任者自らが率先して対応することを機関内外に表明していない。	・塾長が内外に声明を発表する。
② 最高管理責任者が率先して対応することを機関内外に表明するとともに、自ら不正防止計画の進捗管理に努めるものとする。	・最高管理責任者が率先して、自ら不正防止の管理に努めている。		
第4節 研究費の適正な運営・管理活動			
① 予算の執行状況を検証し、実態と合ったものになっているか確認する。予算執行が当初計画に比較して著しく遅れている場合は、研究計画の遂行に問題がないか確認し、問題があれば改善策を講じる。	・実施計画書等と現状とを照らし合わせ、順調な研究費執行が行われているかを研究支援センターで随時確認し、遅れが生じている場合には事情の確認を行っている。	・研究者が適時に執行済額を把握できない。	
② 発注段階で支出財源の特定を行い、予算執行の状況を遅滞なく把握できるようにする。	・備品および1発注あたり100万円以上の発注については、支出財源の特定をした上で機関発注を行っている。それ以外の発注については、発注段階で支出財源を特定するよう見積書・納品書・請求書および領収書等に資金名が記されることを求めている。	・事務職員が適時に、研究者発注分を含めた研究資金ごとの執行額を把握できない。	・一部で導入されている研究者発注分を含めて研究費の残高が適時に確認できるシステムを全学に導入し、モニタリングを適切に行う。
③ 不正な取引は研究者と業者の関係が緊密な状況で発生しがちであることにかんがみ、癒着を防止する対策を講じる。	・研究支援部門、管財部門、経理部門、人事部門では日常業務を通じて、また、業務監査室においては通常監査の中で業者の偏り等の癒着につながる可能性が無いかを確認し、事情の確認や指導等を行っている。また、必要に応じて特別監査を行い、業者への確認等もしている。	・研究期間終了間際にまとめて大量・多額の発注されることがある。	・業者との間で不正が起りにくいようモニタリングを行う。
④ 発注・検収業務について当事者以外によるチェックが有効に機能するシステムを構築・運営する。	・全品検収することを規則に盛り込み、物品および業務委託について研究者発注が機関発注に関わらず管財担当部署が各キャンパスに設置された納品検収センター等において徹底して行っている。勤務状況確認は管理責任者の下で行なった上で、業務監査室による内部監査においても必要に応じて本人への確認を行っている。	・研究者発注が多くの割合を占める消耗品について業者の偏りがある。	・計画的な予算執行について、事務職員から研究者へより一層案内を強化する。
⑤ 納品検収及び非常勤雇用者の勤務状況確認等の研究費管理体制の整備について、機関の取り組み方針として明確に定める。	・「慶應義塾の発注等に関する取引停止等の取扱規則」を制定し、業者との契約書に綴り込むとともに、Webページでも公表している。	・消耗品について価格が適正であるか確認しきれない。	・事務部門で日常的に臨時職員等の勤務状況の把握をするよう工夫する。
⑥ 不正な取引に関与した業者への取引停止等の処分方針を機関として定める。	・出張報告書に事由を明確に記載することや、出張の実態を客観的に確認できる資料の提出などを求め、実施状況を把握するよう努めている。	・事務職員による臨時職員の勤務実態の確認が、業務監査室による特別監査以外にあまり行われていない。	・臨時職員に、守るべきルールを周知する。
⑦ 研究者の出張計画の実行状況等を部局等の事務で把握できる体制とする。		・臨時職員自身へのルールの周知等が十分ではない。	・取引業者に対して取引停止等の取扱規則の周知を行う。
		・取引停止等の取扱規則の周知が十分ではない。	
第5節 情報の伝達を確保する体制の確立			
① 競争的資金等の使用に関するルール等について、機関内外からの相談を受け付ける窓口を設置する。	・相談窓口としては、三田・日吉・矢上・信濃町・湘南藤沢・芝共立の各キャンパスに研究支援センターを設置し、新川崎・鶴岡の各タウンキャンパスでは事務室において、機関内外からの相談を受け付けている。		
② 機関内外からの通報（告発）の窓口を設置する。	・通報窓口としては、総務部に「慶應義塾の研究活動に関する申し立て窓口」を設置し、郵送もしくはwebで通報（告発）を受け付けている。	・通報窓口が十分に周知されていない。	・通報窓口の周知を広げる。
③ 不正に係る情報が、最高管理責任者に適切に伝わる体制を構築する。	・不正に係る情報は、業務監査室や常任理事（研究担当）から直接に報告する体制となっている。	・研究者の理解度をはかっている。	・研究者の理解度をはかれるようにし、理解を深めるための工夫を行う。
④ 研究者及び事務職員が機関の定めている行動規範や競争的資金等のルールをどの程度理解しているか確認する。	・事務職員については、通常業務において、各地区連携してグループアドレス等を作成し、日常的にルール等の確認を行い、年数回の研修を行なって理解度を高めている。		
⑤ 競争的資金等の不正への取り組みに関する機関の方針及び意思決定手続きを外部に公表する。	・競争的資金等の不正への取り組みに関する機関の方針及び意思決定手続きに係る規程やガイドライン等については、Webページにおいて外部に公表している。		
第6節 モニタリングの在り方			
① 競争的資金等の適正な管理のため、機関全体の視点からモニタリング及び監査制度を整備する。	・研究支援部門、管財部門、経理部門、人事部門で日常業務を通じて競争的資金等の適正な管理のためのモニタリングを行い、通常監査の中で競争的資金等の適正な管理ができていないかどうかについても確認している。		
② 内部監査部門は、会計書類の形式的要件等の財務情報に対するチェックのほか、体制の不備の検証も行う。	・内部監査部門である業務監査室は、業務監査室規程に「組織運営および業務管理のあり方について全塾的な観点から、提言を行う」とあり、体制の不備について検証を行っており、室長は研究活動に関するコンプライアンス委員会の委員として加わり、連携しながら内部監査を実施している。また、業務監査室を塾長の直下に置くことと規定し、最高管理責任者である塾長の直轄的な組織として位置づけ、内部監査に必要な権限を付与している。	・事務職員のモニタリング能力にばらつきがある。	・事務職員が、よりモニタリング能力の向上に努める。
③ 内部監査部門は第3節（2）の防止計画推進部署との連携を強化し、不正発生要因に応じた内部監査を実施する。	・業務監査室と監事および会計監査人である公認会計士における三者会談を年に3回程度実施し、連携をはかっている。	・事務職員が過去に購入した物品の所在をあまり確認していない。	・過去に購入した物品について定期的にランダムに抽出して所在確認を行う。
④ 内部監査部門を最高管理責任者の直轄的な組織として位置付け、必要な権限を付与する。			
⑤ 内部監査部門と監事及び会計監査人との連携を強化する。			